

(参考：別添1)

2福薬発第980号  
令和3年3月11日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
副会長 宮崎 寿  
常務理事 竹野 将行

### 地域支援体制加算の届出について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出につきまして、今月末までに届出を提出必要があり、事前に届出の準備を行っていただくよう令和3年3月8日付2福薬発第964号にてお知らせしたところです。

本日、九州厚生局に確認の結果、調剤基本料1を算定している保険薬局で、地域支援体制加算を令和2年3月31日において現に当該点数を算定している保険薬局と、令和2年度中に改定前の基準で届出を行っている保険薬局で、令和3年4月1日以降も継続して算定する場合、今回の届出も不要との判断となりました。ただし、当該点数の算定要件に満たさなければ「辞退届」を速やかにご提出いただきます様よろしくお願い申し上げます。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年3月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添4までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

なお、各別添の様式については、訂正後のものとなりますので申し添えます。

また、令和2年3月5日付官報（号外第42号）に掲載された令和2年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添5のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）（別添3）
- ・「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第13号）（別添4）

胎児輸血術  
 同種クリオプレシビテート作製術  
 顎関節人工関節全置換術（歯科）  
 歯科麻酔管理料  
 薬剤服用歴管理指導料の4に掲げる情報通信機器を用いた服薬指導  
 薬剤服用歴管理指導料の注7に掲げる特定薬剤管理指導加算2

表2 施設基準の改正により、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であっても、令和2年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

小児運動器疾患指導管理料  
 小児科外来診療料  
 摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下支援加算（令和2年3月31日において、現に「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和2年度改定前）の区分番号「H004」摂食機能療法の注3に掲げる経口摂取回復促進加算1又は2に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）  
 導入期加算2  
~~胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）~~  
 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）  
 麻酔管理料（Ⅱ）（麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合に限る。）  
~~調剤基本料の注5に掲げる地域支援体制加算（調剤基本料1を算定している保険薬局で、令和3年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）~~

表3 施設基準等の名称が変更されたが、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

<u>排尿自立指導料</u>	→	<u>外来排尿自立指導料</u>
<u>夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算</u>	→	<u>夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算2</u>
持続血糖測定器加算	→	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）
脳磁図	→	脳磁図（その他のもの）
依存症集団療法	→	依存症集団療法1
<u>「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）」</u>	→	<u>胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）」</u>
腹腔鏡下睪頭十二指腸切除術	→	腹腔鏡下睪頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。）
両心室ペースメーカー移植術及び両心室	→	両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）